

平成25年税制改正のポイント



①消費税率改正

みなさま、ご存知のように消費税率が改正される予定です。

平成26年4月1日から**8%**に、平成27年10月1日から**10%**に変更予定となっております。

ただ、これに当たって**一部例外**ができております。

それは、**長期契約**によるものです。

たとえば、建設工事などです。

指定日(税率変更の6ヶ月前)以前に、長期契約をして、税率変更後に完成引渡しができるものに関しては、**旧税率(5%)**でよいことになっております。

また、これと似たものとして、リース契約に関しても、リース契約が指定日前(平成25年9月30日以前)であれば、26年4月1日以後のリース料に関しても税率5%のままでOKとなります。

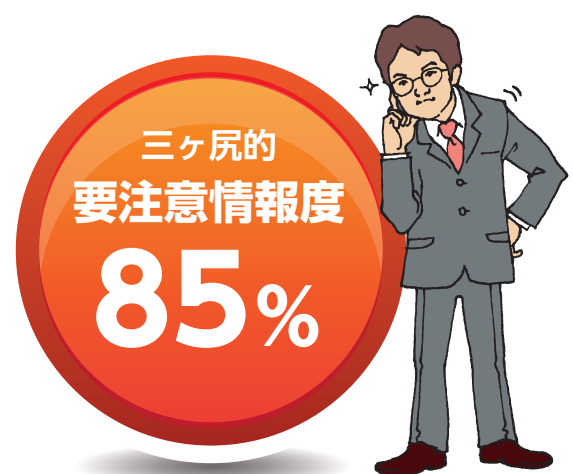
ただし、消費税が課税される会社で、**簡易課税制度を使ってない会社**に関しては、消費税は5%だろうが、8%だろうが**結果は変わりません**。それは、8%で課税されても、消費税の控除ができ、納税額が減り結果同じということになるからです。

(注)9月に安部首相が消費税アップについての最終決断をする予定ですので、確定ではありません。

【適用時期】

8%・・・平成26年4月1日から

10%・・・平成27年10月1日から



今後も状況を注視し、有利な契約等が出来るようにお伝えいたします。
「この場合は？」などのご相談もお待ちしています。

② NISA(ニーサ)

最近、よくテレビCMで目にするこのNISA(ニーサ)という言葉。内容は、少額投資非課税制度です。

年間100万円までの株、投資信託などについて、**配当と売却益を非課税にする**という制度です。

メリット

株等を売却して儲けがあった場合や**配当金が非課税**になります。

ただし、5年以内に売却しないと売却益について非課税とはなりません。

デメリット

現在は、**一人一口座のみの開設**となっておりますので、

一旦口座開設したら、その証券会社や銀行でしか取引できません。特に銀行では株は売ってませんので、銀行で開設したら投資信託などしか買えません。

なお、現在は国債は対象外となっておりますが、安部首相が国債も対象にしたら良いんじゃないかと言っていたので、国債も追加されるかもしれません。

他には、売却時に損が出てても、他の株の売却益と通算できなくて、**損失の繰越(3年)もできない**です。

上記のことを鑑みると、**株の初心者しかメリットがない**と思います。

また、これができた背景には、25年で終わってしまう、上場株式の優遇税率が廃止となってしまうのです。したがって、全体的に見ると増税になっていると思います。

【適用時期】

平成26年1月1日から



株取引プレイヤーの裾野を広げるための施策だと思います。
「興味があるんだけど？」などのご相談もお待ちしています。

③ 相続税増税

これも新聞などでは、発表されましたが、久しぶりの**相続税の大増税**です。

●基礎控除の減額

全員に一律ある**基礎控除が減額**となります。課税財産が基礎控除以内なら税金の納付も申告も必要ありません。

現在 5,000万円

改正後 3,000万円

●人的控除の減額

法定相続人**一人当たり加算される控除額も減額**となります。

現在一人当たり 1,000万円

改正後一人当たり 600万円

【具体例】

被相続人(死亡者)の法定相続人 妻、子供二人

(現在)

$5,000万円 + 1,000万円 \times 3人 = 8,000万円$

(基礎控除) (人的控除 3人)

(改正後)

$3,000万円 + 600万円 \times 3人 = 4,800万円$

(基礎控除) (人的控除 3人)

この改正により上記例だと控除額が3,200万円減ります。

10%の税率の方でも320万円の税金が増えます。

あと、今まで多くの方が相続税がかからなかったのですが、これにより

多くの方が相続税が課税されることになると思います。

なお、相続税の申告は、相続があったことを知った日から

10ヶ月以内です。

【適用時期】

平成27年1月1日相続(死亡)分から

三ヶ尻的
要注意情報度

90%



「生前贈与はどうなる?」「うちの場合は?」などのご相談もお待ちしています。
その際は、調査段階で煩雑な作業・専門の人員を必要とするケースもあります。
その際は別途費用が発生する場合もございます。(事前に報告、了承をいただきます)